

見積競争公告

下記について見積競争に付します。

令和3年6月17日

全国健康保険協会 岩手支部
支部長 樋澤 正光

記

1. 調達内容

- (1) 調達件名
令和3年度健康保険委員委嘱等電話勧奨業務委託
- (2) 仕様詳細
仕様書による
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和3年10月31日まで
- (4) 履行場所
受託者の準備する場所。
- (5) 委託(勧奨)予定件数
600件を見込む。
- (6) 見積方法

見積金額は総価とする。履行に関する一切の諸費用を見積金額に含むこと。

落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、見積競争参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

下記2の見積参加資格及び仕様書等の要求条件をすべて満たし、見積額が全国健康保険協会会計規程第32条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であった者のうち、最も低価格な見積書を提出した者を落札者とする。

なお、見積金額は総価とするが、契約は単価契約にて行う。このため見積書には勧奨1件当たりの単価ならびに予定件数600件を履行するのに必要な一切の諸費用の内訳を記載すること。

2. 見積参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和01・02・03年度(平成31・32・33年度)厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、東北地域の競争参

加資格を有する者であること。

- (3) 資格審査請求書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (8) プライバシーマーク取得事業者または有効期間内のISO/IEC27001 またはJISQ 27001 認証を取得している事業者であること。

3. 提出書類

①見積書(任意様式)

・見積書には以下の内容を記載すること。この際、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(1) 勸奨1件当たりの単価(小数点第2位以下切り捨て。また、単価には(2)で算出する額を含めないこと)。

(2) 勸奨件数にかかわらず、定額で発生する費用がある場合はその金額
なお、(1)及び(2)の内容について、その内容が把握できるよう内訳を記載すること。

(3) (1)の単価に成功報酬率15%を加算した額(小数点第2位以下切り捨て)に、予定件数600件を乗じた金額。

※(1)の単価 $\times 1.15 = (1)'$ (小数点第2位以下切り捨て)

$(1)' \times 600 = (3)$

(4) (2)および(3)の金額の合計額。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

・(4)の金額を見積額とし、上記2の見積参加資格及び仕様書等の要求条件をすべて満たし、見積額が全国健康保険協会会計規程第32条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であった者のうち、最も低価格な見積書を提出した者を落札者とする。

②令和01・02・03年度(平成31・32・33年度)厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の資格審査結果通知書の写し

③実績申立書(様式1)

④保険料納付にかかる申立書(直近1年分(令和2年4月分～令和3年3月分)の社会保険料にかかるもの)(様式2)

⑤直近1年分(令和2年4月分～令和3年3月分)の社会保険料の支払いが確認できる書類(領収書の写しでも可)

- ⑥プライバシーマーク取得事業者または、ISO/IEC27001 またはJISQ27001 認証を取得していることが確認できる書類の写し
- ⑦全国健康保険協会在籍者の再就職に関する調書(様式 3)
- ⑧暴力団等排除の誓約書(様式 4)

4. 見積書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、仕様書等の交付場所及び提出場所

〒020-8508 岩手県盛岡市中央通 1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル 2F
全国健康保険協会岩手支部

見積書に関する問い合わせ

企画総務グループ 担当 小岩 TEL 019-604-9018

仕様書の内容に関するお問い合わせ

企画総務グループ 担当 中島 TEL 019-604-9018

- (2) 見積書等提出期限 令和3年7月16日(金) 17時00分

※郵送の場合も上記期限までに必着とする。

5. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 契約保証金

全額免除とする

- (3) 見積競争参加者に要求される事項

この見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を令和3年7月16日(金)までに提出しなければならない。また、担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 見積書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、見積競争参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積競争の条件に違反した見積書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 手続きにおける交渉の有無 無

- (7) 見積結果は当協会に掲示する。(※見積競争参加者には別途連絡する。)

- (8) 全国健康保険協会の退職者に関する要請

全国健康保険協会倫理規程においては、「役職員であった者は、退職後2年間、役職員に対し、当該役職員であった者が退職後にその地位に就いている営利企業等又はその他の営利企業等に対して便宜を図るために職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。」としている。そのため、当協会と過去に取引のある企業等にあつては、再就職者が在籍している場合は、当該規程の趣旨に反して当協会の役職員に対して便宜を図るよう要求し、又は依頼するなどの働きかけをすることのないようご配慮いただくことを要請します。なお、入札参加にあたっては、別添の「全国健康保険協会の役職員であった者の再就職に

関する調書」について、提出日現在における状況を記載し、ご提出ください。

(9) 暴力団等排除の誓約書の提出について

競争参加者について、暴力団等でないことを確認するために、「暴力団等排除の誓約書」について、ご提出してください。

【参考】

全国健康保険協会会計細則(一部抜粋)

(競争に参加させることができない者)

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

(1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

(1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

全国健康保険協会倫理規程(一部抜粋)

(退職者による依頼等の規制)

第 23 条 役職員であつた者は、退職後2年間、役職員に対し、当該役職員であつた者が退職後にその地位に就いている営利企業等又はその他の営利企業等に対して便宜を図るために職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

上記のとおり公告する。